

内閣官房副長官補室（内政・外政）本室内閣参事官（経済産業担当）標準文書保存期間基準

令和元年9月11日改訂

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置										
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯																			
1	閣議の決定又は了解及びその経緯	①質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書	質問主意書（○年度）	30年	2 (1)①5 (3)	移管									
			②閣議を求めめるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・答弁案 ・案件表 ・配付資料															
1	②基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（(1)に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書	基本方針	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	閣議の決定又は了解及びその経緯	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件（○年度）	30年	2 (1)①5 (4)	移管									
			②立案の検討に関する審議会等文書	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言															
			③立案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコム															
			④行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答															
			⑤閣議を求めめるための決裁文書及び閣議に提出された文書	・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議議書の写し ・案件表 ・配付資料															
			⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	・官報の写し															
			2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯							関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他行政機関との重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議	“会議名”（○年度）	10年	2 (1)①6	移管
												②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング						
2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他行政機関との重要な経緯	③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議	“会議名”（○年度）	10年	2 (1)①6	移管									
			④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事概要・議事録															
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書															

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯										
3	個人の権利義務の得喪及びその経緯	①許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 処分案 処分経緯 開示実施方法等申出書 開示決定等通知書の写し 請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等 	個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求 (○年度)	5年 <small>(処分の効力が消滅する日を基準)</small>	2 (1)①11(1)	廃棄
			3年	1年未満						
			1年未満							
			②補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書			<ul style="list-style-type: none"> 交付規則・交付要綱 実施要領 審査要領・選考基準 	—	—	
		②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 審査案 理由 							
		③補助事業等実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書 							
		③不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書	<ul style="list-style-type: none"> 審査請求書の写し 		—	—	10年 <small>(処分の効力が消滅する日を基準)</small>	2 (1)①11(5)	廃棄
			②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	<ul style="list-style-type: none"> 諮問書の写し 理由説明書 意見書の写し 答申の写し 						
			③裁決書	<ul style="list-style-type: none"> 裁決書 						
		④国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 訴状の写し 期日呼出状の写し 		—	—	10年 <small>(訴訟が結了する日を基準)</small>	2 (1)①11(6)	廃棄
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 答弁書の写し 準備書面の写し 各種申立書の写し 口頭弁論・証人等調書の写し 書証の写し 						
			③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> 判決書の写し 和解調書の写し 						
その他の事項										
4	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	①立案の検討に関する審議会等文書	立案の検討に関する審議会等文書	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	—	—	10年	2 (1)①14(1)	廃棄	
			立案の検討に関する調査研究文書							<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング
			意見公募手続文書							<ul style="list-style-type: none"> 告示案、規則案 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由
			制定又は改廃のための決裁文書							<ul style="list-style-type: none"> 告示案、規則案
			官報公示に関する文書							<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し
		②訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	立案の検討に関する調査研究文書	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 	訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	—	10年	2 (1)①14(2)	廃棄	
制定又は改廃のための決裁文書	<ul style="list-style-type: none"> 訓令案・通達案、規則案 標準文書保存期間基準 公印規程案 									
官報公示に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 									
5	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> 大臣指示 機構要求書 定員要求書 	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求 (○年度)	10年	—	廃棄	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。 本基準にいう「軽微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項） 第7条（略） 9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物や公表物を編集した文書 (4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答 (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書 (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書 (7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。 									